

1. 始めよう！魅力ある公園づくり

公園は、憩いと安らぎを与えてくれる最も身近な地域の財産です。

地域の魅力づくりや地域の皆さんのつながりを深めるため、皆さんの手でもっと使いやすくもっと楽しい公園に変えてみませんか。

地域の皆さんが協力しあい、使い方のルールや維持管理の方法を定めることで、皆さん自身が使いやすい公園に変えることができます。



2. 地域の皆さんが主役です



公園の一つ一つが、地域の手によって魅力ある公園へと再生し、地域の皆さんに生き生きと利用され、地域の人と人の結びつきの場となることを目指しています。

また、地域の人々の目が公園に向かうことで、公園で遊ぶ子どもたちにとって安全な環境となること、公園を中心とした地域全体の防犯につながることも目指しています。

3. 街区公園が主な対象です

日常的に利用している人が主として近隣住民に限られ、地域の合意を得ることが比較的容易な「街区公園」を主な対象としています。

※街区公園

いわゆる「児童公園」を改称したもので、面積 1,000 m²程度の、市民に最も身近な公園。



4. 市は皆さんの活動を支援します

地域の皆さんにより行われる公園再生活動の立ち上がりがスムーズなものとなるよう、資材提供や緑化指導者派遣などの支援を行います。